

# 解体工事業登録事務取扱要綱

## 第1 趣旨

この要綱は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「法」という。）に規定されている解体工事業者の登録制度の施行にあたり、解体工事業に係る登録等に関する省令（平成13年国土交通省令第92号。以下「省令」という。）に定めるもののほか事務処理に必要な事項を定めるものとする。

なお、この要綱における審査基準、処分基準及び標準処理期間は、行政手続法（平成5年法律第88号）の規定に基づき定めたものである。

## 第2 基本事項

### 1 解体工事業の登録

解体工事業を営もうとする者は、元請人及び下請人並びに個人及び法人を問わず登録を受けなければならないものである。ただし、建設業法（昭和24年法律第100号）別表の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業又は解体工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けた者は、登録の必要がないものである。

注1）登録を受けなければならない者とは、建設業の許可の不要な軽微な解体工事のみを請け負うことを営業とする者であり、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第1条の2に規定される軽微なもの以上の解体工事を請け負う場合は、建設業法による土木工事業、建築工事業又は解体工事業の許可を受けなければならない。

### 2 登録を受ける行政庁

北海道で解体工事業を営もうとする者の登録等に係る事務処理の所管は次によるものとする。

ア 北海道内に営業所を有する者は、その主たる営業所の所在地を管轄する総合振興局及び振興局（以下「総合振興局等」とする。）が所管するものとする。

イ 北海道内に営業所を設けていない者は、営業所開設予定地又は工事施工予定場所を管轄する総合振興局等が所管するものとする。

注1）「営業所」とは、本社、本店又は支店若しくは常時解体工事の請負契約を締結する事務所をいう。

なお、常時解体工事の請負契約を締結する事務所でない場合であっても他の営業所に対し請負契約に関する指導監督を行う等、解体工事業に係る営業に実質的に関与するものである場合には、営業所に該当する。

注2）「主たる営業所」とは、解体工事業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する営業所をいい、通常は、本社、本店等である。ただし、名目上は本社、本店であっても、その実態を有しないものは、この主たる営業所には該当しない。

注3）イの場合においては、営業所開設予定や工事施工予定の有無が解体工事業の登録要件となるものではないが、登録を受ける行政庁（総合振興局等）を特定するため、営業所開設予定地等の確認が必要である。

### 3 登録番号

登録番号については、次の具体例のとおり、①都道府県名、②登録年度、③総合振興局等名及び④業者番号（届出順により付与）により決定するものとする。

～具体例～ ①北海道知事（登一②13）③石 第④1号

なお、③総合振興局等名の記載は、次の略号によることとする。

総合振興局等	空知	石狩	後志	胆振	日高	渡島	檜山
略号	空	石	後	胆	日	渡	檜
総合振興局等	上川	留萌	宗谷	林-ツ	十勝	釧路	根室
略号	上	留	宗	才	十	釧	根

#### 4 登録の有効期間

登録の有効期間は、登録をした翌日から起算して5年間であり、5年目の登録をした日に対応する日をもって満了する。登録の更新にあつては従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算して5年間であり、5年目の起算日（満了の日の翌日）に対応する日の前日をもって満了する。

なお、当該期間の末日が日曜等の行政機関の休日であっても、その日をもって満了となる。

#### 5 申請書等の提出部数

提出部数は正本1通、副本1通とし、副本に收受印を押印の上、申請者に返却するものとする。

#### 6 解体工事業者登録簿の閲覧

解体工事業者登録簿の閲覧は、次によるものとする。

ア 閲覧場所は、建設部建設政策局建設管理課及び各総合振興局等の建設業者提出書類閲覧所（以下「閲覧所」という。）とする。

イ 閲覧日は北海道の休日に関する条例（平成元年北海道条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日以外の日とし、閲覧時間は午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。ただし、建設部建設政策局建設管理課長、総合振興局長又は振興局長（以下「建設管理課長等」という。）が管理運営上必要と認めたときは、閲覧所を臨時に休所し、又は閲覧時間を変更することがある。閲覧所を休所し、又は閲覧時間を変更するときは、建設管理課長等は、閲覧所にその旨を掲示する。

ウ 解体工事業者登録簿を閲覧しようとする者は、閲覧票に指定の事項を記入して、解体工事業者登録簿を借り受け、閲覧し終わったときは、これを返納しなければならない。

エ 解体工事業者登録簿は、閲覧所以外に持ち出すことができない。

#### 7 登録の通知

法第23条第2項に規定する通知は、別記第1号様式により書面で行うものとする。

#### 8 登録拒否の通知

法第24条第2項に規定する通知は、別記第2号様式により書面で行うものとする。

#### 9 登録の報告

新規の登録、更新、登録事項の変更があつた場合は、速やかに解体工事業者登録簿（写し）を添付の上、建設部建設政策局建設管理課長へ報告するものとする。

### 第3 登録の審査基準

#### 1 登録申請書の記載事項

(1) 申請者が法人である場合は、商号又は名称及び代表者氏名の記載、申請者が個人である場合は、商号又は名称及び氏名の記載がされていること。

(2) 申請者が法人である場合の役員については、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に

対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、記載すること。

- (3) 他の都道府県知事の登録状況については、他の都道府県において既に受けている登録のみならず、登録申請しようとしている都道府県についても記載されていること。
- (4) 申請書等の記載事項について、特に疑義がある場合に限って、省令で定める添付書類以外の書類の提示提出を求めること。

## 2 登録申請書の添付書類

- (1) 省令第4条第3項の実務経験証明書以外に必要となる「その他当該事項を証するに足る書面」は次の書面とする。

ア 第7条第1項第1号イ関係

卒業証明書及び学科終了証明書等

イ 第7条第1項第1号ハ、ニ、ホ、ヘ関係

資格証明書（合格証明書）の写し又は免許証の写し等

ウ 第7条第1項第2号イ関係

卒業証明書、学科終了証明書及び講習受講修了証の写し等

エ 第7条第1項第2号ロ関係

講習受講修了証の写し等

オ 第7条第1項第3号関係

試験の合格証明書の写し等

カ 第7条第1項第4号関係

国土交通大臣の認定書の写し等

- (2) 省令第4条第1項第5号、第6号及び第7号の「これに代わる書面」は、次の書面又はその他当該事項を証するに足る書面とする。

事業主等による居住証明書、外国人の場合は外国人登録証明書

## 3 登録の拒否要件

法第24条第1項の規定に該当する場合は、その登録を拒否しなければならない。

なお、申請書及び添付書類の必要とする事項についての誤記や記載漏れがある場合は、申請者に対し、その修正を求めるものとするが、申請者がその求めに応じず、または、故意に不正な申請を行ったことが明らかである場合は、登録を拒否するものとする。

## 4 技術管理者の要件

法第31条の規定により、解体工事業者は省令で定める基準に適合する技術管理者を選任していることを登録の要件としていることから、技術管理者が選任されていない場合は、登録を拒否するものとする。

注1) 「実務の経験」とは、解体工事の施工に関する技術上のすべての職務経験をいう。

したがって、技術者として解体工事の施工を指揮・監督した経験、又はその技術者の見習いに従事した経験等も含めて取り扱うものとする。ただし、工事現場の単なる雑務や事務の仕事に関する経験は含まれない。

注2) 実務経験の確認は、次により行うこと。

- ① 実務経験証明書の「使用された期間」欄に記載された期間が、省令第7条で定められた必要経験年数を満たしていること。なお、複数の証明書がある場合は、その合計とする。

② 実務経験証明書の「実務経験年数」欄には、省令第7条に定められた経験年数の必要な期間が記載され、合計欄の年数が必要経験年数を満たしていること。なお、「実務経験年数」欄は、一件一件の工事を列記させてその期間を積み上げるものではないこと。また、複数の証明書がある場合は、その合計が必要経験年数を満たしていること。

③ 実務経験証明書の「実務経験の内容」欄には、「実務経験年数」欄に記載された必要経験年数の期間内において従事した主な解体工事名等が具体的に記載されていること。

注3) 実務経験証明書の「証明者」は、原則として使用者でなければならないが、使用者の証明を得られない場合は役員や上司、同僚であった者とする。なお、これらの者の証明を得ることができない正当な理由があると認められるときは自己証明を認めるものとする。

#### 第4 暴力団員等に関する照会

登録申請（更新を含む。）時における登録申請者について、法第24条第1項第5号に規定する、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が否かを確認するため、北海道警察に照会するものとする。

#### 第5 登録取消し等の処分基準

この処分基準は、法第35条の規定に基づく処分に係るものとし、処分は「事業停止」及び「登録の取消し」の2種類である。

##### 1 処分内容

###### (1) 法第35条第1項第3号に該当するもの

この場合は、行政手続法の趣旨を踏まえ、行政指導により自主的な改善を求めるものとするが、行政指導により自主的な改善等が見込まれないときは、次により事業停止処分とすること。

なお、同種の不正行為を繰り返す等、特に情状が重いと判断される場合は、登録取消し処分とすること。

ア 事業停止期間 10日間

イ 事業停止範囲 北海道

注1) アの基準によりがたい場合は、1ヶ月以上6ヶ月以内の期間を設定し、決定する。

###### (2) 法第35条第1項第1号及び第2号に該当するもの

ア 第1号規定の不正の手段により登録を受けたときは、不適格者として登録取消し処分とすること。

イ 第2号規定の法の登録拒否事由に該当するときは、登録要件を欠くものとして登録取消し処分とすること。

注1) 「不正の手段」とは、登録申請書及びその添付書類の虚偽の記載、登録審査に関連する行政庁の照会等に対する虚偽の回答等、又は暴行、脅迫その他の不正な行為により行政庁の判断を誤らせた場合等をいう。

##### 2 本庁事前協議

総合振興局等は、処分を行う必要が生じた場合は、建設部建設政策局建設管理課へ事前協議を行うものとする。

なお、事前協議にあたって処分案件が1の基準によりがたい場合は、その旨協議すること。

#### 第6 登録事務（更新を含む。）の標準処理期間

登録申請書類が所管総合振興局等に到達してから、当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間は、おおむね20日程度とする。ただし、この期間は適正な申請を前提にしたものであり、書類の不備の補正等に要する期間は含まれない。

なお、この期間は、申請の処理に要する期間の目安を努力義務として定めたものであり、その期間の経過をもって直ちに「不作為の違法」にあたるものではない。

#### 第7 身分証明書の様式

法第37条第2項に規定する身分を示す証明書は、別記第3号様式によるものとする。

附 則 この要綱は、平成13年5月30日から施行する。

附 則 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成31年1月15日から施行する。

附 則 この要綱は、令和3年（2021年）1月1日から施行する。

第 号  
年 月 日

様

北海道知事 印

解体工事業の登録について（通知）

年 月 日付けで申請のあった解体工事業については、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 2 1 条第 1 項の規定により、下記のとおり登録したので、通知します。

記

登 録 番 号 北海道知事（登一） 第 号

登録の有効期限 年 月 日から 年 月 日まで

注）登録の更新申請を行う場合の書類提出期限； 年 月 日  
（この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日）

年 月 日

様

北海道知事

印

解体工事業の登録の拒否について（通知）

〇〇〇年〇〇月〇〇日付けで申請のあった解体工事業については、次の理由により登録できないので、通知します。なお、この処分に不服のあるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3ヶ月以内に知事に対して審査請求をすることができます。

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日（前項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6ヶ月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

記

理 由

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 条第 項第 号 不適合・該当

第 \_\_\_\_\_ 号

所属 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第37条第2項の立入検査証

北海道知事

印

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日 発行

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日 限り有効

6.5  
cm

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律抜すい

(報告及び検査)

第37条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内で解体工事業を営む者に対して、特に必要があると認めるときは、その業務又は工事施工の状況につき、必要な報告をさせ、又はその職員をして営業所その他営業所にある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

第51条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

一～四 (略)

五 第37条第1河野規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

六 (略)